

神奈川大学大学院科目等履修生取扱規程

(趣旨)

第1条 この規程は、神奈川大学大学院学則（以下「大学院学則」という。）第44条の2に基づく科目等履修生（以下「大学院科目等履修生」という。）に関して、必要な取扱いについて定める。

(出願資格)

第2条 大学院科目等履修生の出願資格は、大学院学則第28条に定める者とする。

(大学院科目等履修生の区分)

第3条 大学院科目等履修生については、次のとおり区分し、受け入れるものとする。

- (1) 科目履修生 研究科において一又は複数の授業科目を履修することを志願する者
- (2) コース履修生 研究科において、資格取得等を目的として、特定の履修コースを定めている場合で、そのコースに則って履修することを志願する者

(出願手続)

第4条 科目等履修生として入学を志願する者は、出願に必要な書類に検定料を添えて、所定の期日までに提出しなければならない。

(出願期間)

第5条 科目等履修生の出願期間は別に定める。

(選考方法)

第6条 科目等履修生の選考方法は、原則として書類審査および面接試験とする。ただし、研究科の定めるところにより筆記試験等を課することができる。

2 科目等履修生の選考は、研究科委員会の審議を経て、大学院委員長が行う。

(科目等履修期間)

第7条 科目等履修を許可する期間は、学年又は学期の初めから当該年度又は学期末までとする。

2 前項の期間後引き続き科目等履修を希望する者は、改めて願出しなければならない。

(履修費)

第8条 科目等履修を許可された者は、所定の期日までに履修費を納付しなければならない。

2 履修費は別に定める。

(科目等履修の制限)

第9条 本学大学院の学生の教育研究に支障がある場合は、履修を認めない場合がある。

2 演習科目、実験科目及び研究指導の履修は、原則として認めない。

3 正規の大学院生の履修登録のない科目又は履修者がいなくなった等の事由により閉講科目となったときは、当該科目の履修を取消すものとする。

(単位取得および認定)

第10条 科目等履修生は、履修した科目について、所定の試験等により合格した場合は、単位を取得することができる。

2 科目等履修生が、本学大学院に正規学生として入学した場合、受入れをする研究科が教育上有益と認める場合には、科目等履修生として取得した単位を修了要件単位数として認定することができる。

(単位修得証明書の交付)

第11条 科目等履修生は、願出により単位修得証明書を受けることができる。

(諸規則の遵守)

第12条 科目等履修生は、本規程のほか学内諸規則を守らなければならない。

(改廃)

第13条 本規程の改廃は、各研究科委員会及び大学院委員会の審議を経て、理事会がこれを行う。

附 則

この規程は、平成13年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成27年4月1日から施行する。